

不在者投票施設の指定基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十五日

大久保

勉

参議院議長山崎正昭殿



## 不在者投票施設の指定基準に関する質問主意書

不在者投票施設の指定基準については、従来、ベッド数や収容定員等が概ね五十人以上とされていていたところ、「病院及び老人ホーム等の指定基準」（平成十九年一月三十日、総行管第十号。以下「指定基準」という。）によつて、「概ね五十人以上」は「判断の一つの目安」であり、「地域の実情を踏まえつつ、適宜適切な運用をされたい」と示された。

指定基準に關し、以下、質問する。

一 指定基準における目安が「概ね五十人以上」である理由を示されたい。また、診療所を不在者投票施設として指定できない理由を、併せて示されたい。

二 指定基準における「不在者投票の適正な執行管理」とはどのような意味か示されたい。また「地域の実情」とはどのような意味か、併せて示されたい。

三 不在者投票施設の指定に関して、都道府県及び市町村並びに病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設に対する補助金等があれば示されたい。

四 病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設に向けて、不在者投票施設の申請を促す施策

を行つてゐるか、示されたい。

五 全国の全ての病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設について、今年の統一地方選挙で不在者投票施設に指定された数と割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、指定割合に対する政府の見解を示されたい。

六 全国ベッド数五十床・収容定員五十人以上の病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設について、今年の統一地方選挙で不在者投票施設に指定された数と割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、指定割合に対する政府の見解を示されたい。

七 全国ベッド数五十床・収容定員五十人未満の病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設について、今年の統一地方選挙で不在者投票施設に指定された数と割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、指定割合に対する政府の見解を示されたい。

八 不在者投票施設の指定が進まない背景に、説明会への出席率が低いためとの指摘がある。全国の指定病

院、指定老人ホーム、指定身体障害者更生援護施設及び指定保護施設について、今年の統一地方選挙での説明会への出席状況を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、出席状況に対する政府の見解を示されたい。さらに、説明会への出席率を向上させる施策を行つてあるのであれば、併せて示されたい。

九 全国の指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者更生援護施設及び指定保護施設について、昨年の衆議院議員総選挙での投票率を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、各区分における全体の投票率と比べて差が生じているとすれば、その理由に関する政府の見解を示されたい。

十 指定された不在者投票施設であれば、当該施設の入院患者や入居者等以外であつても不在者投票を受け付けることが可能ではないかとの指摘があるが、これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

